



2023年9月19日

各 位

会社名 株式会社クロスフォー  
代表者 代表取締役社長 土橋 秀位  
(コード番号：7810 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 山口 毅  
(TEL.057-008-9640)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2023年10月27日開催予定の第36期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第36期定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年10月27日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年10月27日(予定)

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株式</b></p> <p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>第 12 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 15 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株式</b></p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 15 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会 ならびに監査等委員会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、7 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。</p>

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠および増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

<新設>

<新設>

<新設>

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<削除>

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

<新設>

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

<新設>

(取締役会の書面決議)

第26条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およ

- 2 取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 (現行どおり)

<削除>

(監査等委員会の決議方法)

第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(取締役会の書面決議)

第28条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およ

びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

- 2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

<新設>

<新設>

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第29条～第30条 (条文省略)

<新設>

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使する

びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

- 2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(監査等委員会の議事録)

第30条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

- 2 監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役への委任)

第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第33条～第34条 (現行どおり)

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会の運営方法、監査等委員会が決すべき事項、監査等委員会において協議すべき事項、監査等委員会において報告されるべき事項その他必要な事項は、監査等委員会の決議により定める「監査等委員会規程」による。

<削除>

<削除>

<削除>

ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

<削除>

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

<削除>

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

<削除>

第35条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

<削除>

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

<削除>

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(報酬等)

<削除>

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の実任免除)

<削除>

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定

により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会規程）

第40条 監査役会の決議の方法その他監査役会の運営について必要な事項は監査役会が定める「監査役会規程」に定める。

### 第6章 会計監査人

第41条～第42条 （条文省略）

### 第7章 計算

第43条～第46条 （条文省略）

（改廃） （条文省略）

<新設>

<削除>

### 第5章 会計監査人

第36条～第37条 （現行どおり）

### 第6章 計算

第38条～第41条 （現行どおり）

（改廃） （現行どおり）

### 附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

- 1 当会社は、第36期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第36期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。